

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第三課

1. 基本情報

国名：モルディブ共和国（モルディブ）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2021年8月26日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け
モルディブにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。人材育成奨学計画（以下、「本事業」という。）は、様々な開発課題に対応するために必要な政府の政策立案能力、政策実施能力の強化のために若手行政官の育成を図るものであり、本事業では当国政府とも協議の上、当国政府の開発方針やプライオリティに沿い、国別開発協力方針とも整合的な下記分野にて、本事業を実施する。

1) 環境配慮・気候変動・防災

モルディブは大小 1,190 の環礁島から構成される小島嶼国であり、気候変動による海面上昇や自然災害に対し脆弱であり、本分野での政策立案能力及び実施能力の向上が必要である。

2) 経済・産業政策

モルディブ経済は外的要因の影響を大きく受ける観光業が GDP の約 6 割を占める基幹産業であり、中小企業の育成等を通じた産業の多角化が求められており、本分野での政策立案能力及び実施能力の向上が必要である。

3) 行政能力向上

モルディブ政府は「ガバナンスは全ての分野のバックボーン」であるとし、司法や公正な統治能力、地方ガバナンス強化等に取り組んでいる。小島嶼国として、近隣国との関係性の中で司法及び治安維持能力の強化の必要性があるほか、中央政府の全般的な政策立案能力や地方行政の機能強化の重要性も高まっており、政策立案・計画策定能力や事業実施能力等の向上が必要である。

（2）中核人材育成に関する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け
本事業で対象とする「環境配慮・気候変動・防災」、「経済・産業政策」及び「行政能力向上」分野は、我が国のモルディブ共和国国別開発方針（2020年4月）の重点分野「地域振興による強靱な経済・社会構造の構築」、「環境・気候変動対策・

防災」及び「ガバナンス能力の強化」と合致しており、我が国の協力方針との整合性が認められる。

また、本事業を通じて SDGs（持続可能な開発目標）のゴール 8「働きがいも経済成長も」及びゴール 13「気候変動に具体的な対策を」に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

（３）他の援助機関の対応

類似事業を実施するドナーとして、世界銀行やアジア開発銀行、国際通貨基金があげられる。他国政府の奨学金事業として、近隣のマレーシア、インドや中国、オーストラリアの留学生事業が存在する。

3. 事業概要

（１）事業目的

モルディブ政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、モルディブの開発課題解決のための人材の育成及び我が国とモルディブ政府との人的ネットワークの構築を図り、もってモルディブの開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（３）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 6 名（修士課程 6 名）の留学生が、本邦大学院において、モルディブにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 1 年次事業として実施するものである。

（４）総事業費

110 百万円（概算協力額（日本側）：110 百万円、モルディブ国側：0 円）

（５）事業実施期間

2021 年 7 月～2025 年 3 月を予定（計 45 カ月）。

（６）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、モルディブにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、モルディブ政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：外務省、高等教育省、公務員委員会、在モルディブ日本国大使館、JICA モルディブ支所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

留学生は、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する、JICA 開発大学院連携プログラムへの積極的な受講を奨励されている。また、SDGs グローバルリーダー（長期研修）を通じて環境分野を対象とした人材育成も行っている。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：該当なし。

3) ジェンダー分類：【対象外】(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件<活動内容/分類理由>本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値（2021年）	目標値（2026年）
留学する学生数（人）：修士	0	6
留学生の学位取得率（%） ¹	0	95

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。

¹ 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- 1) 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- 2) 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、モルディブの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、若手行政官の育成を通じて、開発課題である「環境配慮・気候変動・防災」、「経済・産業政策」、「行政能力向上」の分野における政府の政策立案能力、政策実施能力の向上に資するものであり、SDGs のゴール 8「働きがいも経済成長も」及びゴール 13「気候変動に具体的な対策を」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に 1 度の調査を行い、取りまとめる。

以 上